平成28年

第4回市議会定例会 議案第22号

函館市地域体育施設条例の一部改正について

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例

函館市地域体育施設条例(平成16年函館市条例第126号)の一部 を次のように改正する。

第3条第3項中「函館市恵山プールおよび」を削る。

第6条第1項第3号を削り、同項第4号中「別表第5」を「別表第4」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「別表第6」を「別表第5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「別表第7」を「別表第6」に改め、同号を同項第5号とする。

## 別表第1中

I	函館市恵山総合体育館	函館市川上町506番地	を
	函館市恵山プール	函館市川上町506番地	<u>.</u>
Γ			
1	函館市恵山総合体育館	函館市川上町506番地	に

改める。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とし、 別表第7を別表第6とする。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例(平成 22年函館市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(第10号に掲げる施設(函館市恵山プールに限る。)にあっては、市の区域内に居住する児童または生徒が個人で利用する場合を除く。)」を削り、同条第10号中「函館市恵山プールおよび」を削る。

(提案理由)

恵山プールを廃止するため